7年10月28日

令和7年10月28日 641

示 (第626号 - 第631号)

○解除予定保安杯に関する農杯水産大臣からの連知	(農山漁村振興課)」
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)1
○保安林指定施業要件の変更通知の掲示	(農山漁村振興課)2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)2
○保安林予完森林に関する農林水産大円からの通知	(農山漁村振興課)2

○保安林指定施業要件の変更通知の掲示

○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定の公告の訂正	(介護保険課)	3

- ○指定介護予防サービス事業者の廃止の公告の訂正 (介護保険課) …………4 ○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ………5
- ○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ………5
- ○県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ………5 (県営住宅課) ………6

○県営住宅敷地内放置車両に係る公示 監查委員

○監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ………6

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

(警察本部地域総務課) ………16

(農山漁村振興課) ……3

示

福岡県告示第626号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市杷木星丸字清浄谷1242の2・1243の1 (以上2筆について次の図に示す部分 に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第627号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けた ので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 解除予定保安林の所在場所

朝倉市杷木松末字小汐139の3 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の瀬養

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

福岡県告示第628号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等(令和7年9月福岡県告示第576号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する糸島市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

糸島市役所

鳴好 マサコ、徳田 俊道、青木 厚、長野 木盛、松村 正秋、松村 光男、川 上 久光、古川 信幸、大神 静香、波多江 善三郎、原田 利一郎、吉田 浩二、 阿多 仁彦、古川 英人、古川 秀美、古川 國雄

- 2 通知の要旨
- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年9月 福岡県告示第576号によること。

福岡県告示第629号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

みやま市瀬高町本吉字成合寺谷795の1 (次の図に示す部分に限る。)、字小谷914 、913 (次の図に示す部分に限る。)、字大谷932

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字成合寺谷795の1・字小谷914・字大谷932(以上3筆について次の図に示す 部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第630号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 飯塚市山口字日守1135の21・1136(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 、字城ノ山1139の4・1139の6 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第631号

令和7年10月28日

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等(令和7年8月農林水産省告示第1297号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法(昭和 26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、 当該保安林の属する関係市役所及び町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

久留米市役所、朝倉市役所及び筑前町役場

馬場 愼一、內山 泰秀、田岡 香代子、上野 民生、中村 真弓、中村 公子、 高木 春木、矢野 博三

- 2 通知の要旨
- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年8月 農林水産省告示第1297号によること。

公 告

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113 条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

	県	営	土	地	改	良	事	業	の	名	称	工事を完了した時期
農業用	ため	り池蓼	整備哥	事業	(組場	反堤地	也区)					令和6年3月26日

農業用ため池整備事業(新砥石ヶ浦地区)	令和6年4月30日
農業用ため池整備事業(前田地区)	令和6年5月20日
農業用ため池整備事業 (御手水地区)	令和6年12月11日
農業用排水施設整備事業 (広川地区)	令和7年3月27日
農業用ため池整備事業(堂作(中)地区)	令和7年3月28日
農業用ため池整備事業 (三十六地区)	令和7年3月31日
農業用ため池整備事業 (石堂 (小) 地区)	令和7年8月18日

公告

指定介護予防サービス事業者の指定の公告(令和7年6月24日付け福岡県公報第606号)において、内容に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 又は氏名	指 定 年 月 日
4060490556	訪問看護ステーション 十和 糟屋郡新宮町三代西1 -2-27	株式会社コレクティ ブ	令和7年3月1日
4062090172	ビーズ訪問看護ステー ション伊都の杜 糸島市伊都の杜三丁目 7番28号	株式会社 b e a d s	令和7年3月1日
4061590263	訪問看護ステーション あじさい 大野城市中央二丁目4 -22	合同会社紫陽花	令和7年4月1日
4061590271	ウェルフォース訪問看 護ステーション福岡 大野城市乙金東三丁目 4番14号 東風の郷 1階	株式会社ウェルフォ ース	令和7年4月1日
	マーベラ春日訪問看護		
4061690303	ステーション 寿日市千歳町二丁日34	エンパワテックソサ	令和7年4月1日
	事業所番号 4060490556 4062090172 4061590263 4061590271	事業所番号 及び所在地 1	事業所番号 及び所在地 又は氏名 お問看護ステーション 株式会社コレクティ 擅屋郡新宮町三代西

г					
4			井村ビル301号		
第 641 号	"	4062090180	訪問看護ステーション Growth糸島 糸島市篠原西二丁目16 -1 ウインズ前原 A棟202	株式会社スマート・ グロース	令和7年4月1日
	"	4062190147	はぴねす・訪問看護ス テーション 八女市本村116 – 4	株式会社エムアイ企画	令和7年4月1日
	"	4064290085	訪問看護ステーション はなちゃんち みやま市瀬高町松田 166番地 1	合同会社メディカル ケアベース	令和7年4月1日
	"	4064390141	訪問看護ステーション ひなた 柳川市筑紫町29番地	株式会社NPLUS	令和7年4月1日
公報	"	4064490362	訪問看護ステイドリーム 大牟田市中島町3-4 2F	Sal-world -network株 式会社	令和7年4月1日
出	"	4065490247	Link訪問看護ステ ーション 直方市感田354番地5 阿部アパート6号室	合同会社Conne ct	令和7年4月1日
牌	"	4065490254	笑み訪問看護ステーション 直方市頓野1058 – 1 メセナ105	株式会社笑み	令和7年4月1日
ш	"	4065590582	訪問看護ステーション Nalu 飯塚市目尾618-1	株式会社Lino	令和7年4月1日
28日 火曜日	"	4066190267	訪問看護ステーション よりそい 遠賀郡岡垣町旭南17- 12	合同会社よりそい	令和7年4月1日
令和7年10月28日	"	4062190154	訪問看護ステーション サクラ八女 八女市本村535 – 2 HONDAビル3F	株式会社NEXT INNOVATIO N	令和7年5月1日
⊕	"	4062590148	訪問看護ステーション あいなーす ひまわり 大川市小保521 - 1	株式会社フェリーズ メディカル	令和7年5月1日

11	4062690120	訪問看護ステーション 和 小郡市松崎756-3 skyfirst Ⅲ 小郡 5号室	合同会社えにし	令和7年5月1日
介護予防 短期入所 生活介護	4073302103	ショートステイ サミック宗像 宗像市田野1285番地8	社会福祉法人サミック	令和7年5月1日
介護予防 福祉用具 貸与	4073700991	福祉用具のまんまるさん 那珂川市市ノ瀬484-8	株式会社まるのき	令和7年3月1日
特定介護 予防福祉 用具販売	4073700991	福祉用具のまんまるさん 那珂川市市ノ瀬484-8	株式会社まるのき	令和7年3月1日

公告

指定介護予防サービス事業者の廃止の公告(令和7年6月24日付け福岡県公報第606 号)において、内容に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービス の種類	介 護 保 険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	事業者の名称 又は氏名	廃 止 年 月 日
介護予防 訪問入浴 介護	4073000012	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田三丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター カミーリヤ	社会福祉法人筑紫野 市社会福祉協議会	令和7年3月31日
介護予防 訪問看護	4061690147	あや訪問看護ステーション 春日市宝町四丁目1番 地 ラインビル西村 105	株式会社AYAメデ ィカル・サービス	令和7年3月31日
"	4061890077	Sumire 訪問看 護ステーション 那珂川市片縄東一丁目 15-9ソレアード401	株式会社クレアスマ イル	令和7年3月31日

뻮

"	4065890073	かなえ訪問看護ステー ション 宮若市磯光1713-45	有限会社栄野会	令和7年3月31日
"	4066190184	パステル訪問看護ステ ーション 遠賀郡岡垣町東松原一 丁目12-9 クロスロ ードⅡ 2号室	株式会社パステル	令和7年3月31日
"	4061690238	ラヴィケア訪問看護ス テーション 春日市小倉四丁目224 - 107号	合同会社ラヴィケア	令和7年4月30日
"	4065590079	訪問看護ステーション エルム 飯塚市明星寺45番1号	有限会社エルム	令和7年4月30日
介護予防 福祉用具 貸与	4071702031	株式会社 なごみ 直方市上頓野2233番地 10	株式会社なごみ	令和7年3月31日
"	4073501464	YELL〜エール〜 糸島市前原駅南一丁目 2番3号-102	株式会社柏木コーポ レーション	令和7年3月31日
特定介護 予防福祉 用具販売	4071702031	株式会社 なごみ 直方市上頓野2233番地 10	株式会社なごみ	令和7年3月31日
"	4073501464	YELL〜エール〜 糸島市前原駅南一丁目 2番3号-102	株式会社柏木コーポ レーション	令和7年3月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字下見299番1、299番2、299番5の一部、299番7から299番11まで、305番3、306番1、307番1から307番4まで、308番1、308番3、308番5から308番10まで、309番1、309番3、310番、311番、311番2、312番1、312番4の一部、312

番5から312番12まで、324番2、324番7及び324番8並びにこれらの区域内の道路・ 水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北九州市八幡西区築地町19番15号 株式会社デンヒチ 代表取締役 吉田 信一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩芥屋字芥屋1148番3及び1148番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市東区香椎浜三丁目3番5-2001号 稲益 行夫

公告

県営住宅の敷地内において、放置車両を発見したので、次のとおり公告する。 令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、 速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとします。 -

1 放置車両の形態等

放置場所

福岡市西区壱岐団地17番 福岡県営壱岐住宅17棟駐輪場

令和7年5月27日
HONDA
原動機付自転車
福岡市東 の 3240
不明
不明
黄色及び黒色
不明
不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741 福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

県営住宅の敷地内において、放置車両を発見したので、次のとおり公告する。 令和7年10月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、 速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとします

1 放置車両の形態等

放置場所	福岡市西区壱岐団地17番 福岡県営壱岐住宅17棟駐輪場
撤去通告貼付けの日	令和7年5月27日
メーカー名	YAMAHA

種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	福岡市早 れ 8741
所有者	不明
車名	不明
塗色	ボルドー及び灰色
車台番号	不明
使用者	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741 福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

監查委員

監査公表第26号

令和7年8月18日に提出された福岡県職員措置請求(住民監査請求)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年10月28日

 福岡県監査委員
 塩 川 正 一

 同
 世 利 洋 介

 同
 森 行 一

 同
 渡 辺 美 穂

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

(1) 請求人

住所 (略)

氏名 田中 康介

(2) 提出年月日 令和7年8月18日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

年度「出会い・結婚応援事業」に係る業務委託契約及び公金の支出は不適正であるため、センタ と締結した令和7 という。) 一との契約を解除し、公正・適正な委託先と契約を締結すること等を求める。 以下「センター」 -ケンター 福岡県が(株)アソウ・ヒューマニ-

- (2) 違法又は不当とする事実及びその理由
- ア 出会い・結婚応援事業業務委託に係るセンターの契約違反
- (ア)福祉労働部こども未来課は、出会い・結婚応援事業において、センターと業務委託契約を 締結し、現在に至るまで契約の履行および公金の支出が継続されている。
- (イ) 県は本事業において登録資格の条件を定めており、その排斥条項の一つとして「結婚相談 所」である事業者は対象外としている。

ト(以下「マリッジエージェント」という。)の経営母体がセンターであるにもかかわらず、 しかしながら、明確に排斥されている「結婚相談所」であるアソウ・マリッジエージェン 当該契約の締結および公金支出が行われていることは、事業の公正性を損なうものであり、 不適正である。

- 違反、自社への利益誘導、情報共有・漏洩等が無いよう、委託契約とは別に個別の契約を締 結しており、問題は無い」「もし違反の事実が発覚すれば即刻厳正に対処する」との説明を 「秘密保持の (ウ) 令和7年1月6日16時06分頃、こども未来課の担当係長に問い合わせた際、 受けた。
- 自社への利益誘導、情報共有・漏洩等が行われた事実が確認された(証拠保管済、監視者お (エ) 令和7年1月23日9時51分頃、センターからマリッジエージェントへの秘密保持の違反、 よび証人有)。

に違反しており、秘密保持の違反並びに自社事業の営業活動に利用したことは明らかである。 これは、「委託契約書」第8条、並びに「委託業務仕様書」その他・6番目の条項に明確

契約違反の事実を伝えたにもかかわらず、県が委託契約およびそれに基づく公金の支出の見 直しを行っていない。 \leftarrow

上記アの事実を令和7年1月27日および同年2月3日にこども未来課へ通告したが、県側は これを把握し「不適正でした。厳正に対応します」と認めながら、委託契約の締結先および公 金の支出について見直しを行っていない。

カ 結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置

県が実施する結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置について、 国都道府県との著しい乖離に鑑み、公平性、適正性を監査し、撤廃を求める。

(3) 求める措置

- 公正・適 令和7年度「出会い・結婚応援事業」業務委託に係るセンターとの契約を解除し、 正な委託先との契約を締結すること。
- センターへの不公正・不適正な公金支出を停止し、公正・適正な委託先に公金を支出するこ
- 「出会い・結婚応援事業」における結婚相談所の排斥条項を撤廃すること。

(4) 事実証明書等

ア 請求人自身が作成した、県への問合せ及びセンター訪問の記録

(主な内容)

- ・ センターとマリッジエージェントは、同じビルの同じフロアに存在し、職員の往来はもと より、センターと結婚相談所は共用の会議室・面談室を使用している。
- 請求人は事実を確認するため、県の事業の個別相談に申し込みの上、令和7年1月23日9 時にセンター職員と面談した。
- ところ、同日9時51分頃、センター職員が請求人とマリッジエージェント職員を引き合わせ 面談終盤に、請求人が、センターがグループに結婚相談所を有する件につき問い合わせた
- その際、マリッジエージェント職員から無料相談の勧誘を受けたが、請求人がそれを辞退 したところ、マリッジエージェント職員が、名刺と営業資料一式、無料相談チケットを請求 人に手交した。
- イ 令和7年度「出会い・結婚応援事業」業務委託契約書
- ウ 出会い応援団体の登録資格に関する資料
- 佐賀県、宮崎県、高知県等他県における結婚支援(応援)事業の概要等に関する資料 Н
- オ センター会社概要
- マリッジエージェント会社概要、パンフレット、婚活1日体験無料チケット及び担当者名刺

第2 請求の要件審査

第242条第1項の所定の という。) 要件を具備しているものと認め、令和7年8月25日付けでこれを受理した。 本件請求は、地方自洽法(昭和22年法律第67号。以下「法」

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和7年度「出会い・結婚応援事業」業務委託契約の締結及び履行並びにこれらに基づく公金の **支出に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。**

2 監査対象機関

福祉労働部(こども未来課)を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する陳述の機会については、請求人から辞退する旨の意思表示があった ため実施しなかった。

4 知事の弁明

令和7年9月29日付けで以下の内容の弁明書が提 本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、 田された。

(1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 事実の認否

- r 第1の2(2)ア(ア)については、認める。
- (第102(2)ア(イ)については、否認する。
 - ウ 第102(2)ア(ウ)については、認める。
- エ 第1の2 (2) ア (エ) については、否認する。
 - 第1の2 (2) イについては、否認する。
- 何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはい えず、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。 第102 (2) ウについては、

(3) 弁明の理由

ア 客観的事実

(ア) 第1の2 (2) ア (ア) 及び (イ) の請求人の主張について

請求人は、「県の出会い・結婚応援事業から結婚相談所が排斥されている」旨を主張して いるが、これは「出会い応援団体」の登録制度のことを指している。

等」を実施する企業・団体を指しており、「出会い応援団体」が結婚の斡旋等を業とする事 業者であった場合、特定の事業者の事業を県が支援することになることから、要綱上、登録 この「出会い応援団体」とは、「福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱」に基づき、独身 者にボランティアで出会いの機会を提供するなど、自らが実施主体となり「出会いイベント の対象から除外している。

の活動サポートや独身男女の個別相談など、結婚支援に係るノウハウが必要になることから、 一方、本事業の「受託事業者」は、県が本来すべき事業を県に代わって実施するものであ 企画提案公募により業務遂行力を有する事業者を選定しており、その公募参加資格から結婚 り、その目的・実施内容は「出会い応援団体」とは異なる。本事業は、「出会い応援団体」 の斡旋等を業とする事業者を除外していない。

以上のことから、事業の執行にあたっては、適正な契約方法により公平性を確保したうえ でセンターと契約を締結したところであり、請求人の主張は当てはまらない。

(イ) 第1の2(2)ア(エ)の請求人の主張について

請求人は、「事実証明書」中、「結婚相談所の営業担当者は、名刺と営業資料一式と無料 相談チケットを手交した」と主張している。この点、マリッジエージェントの担当者から名 刺及び資料を提供したことは事実である。

ては、資料配付を受けた経緯に関して請求人の主張とセンターに県が事実確認を行った内容 しかし、センターの職員が請求人に関する情報をマリッジエージェントの担当者に漏洩し たか否か、また、名刺及び資料の配付が、契約違反に当たる勧誘目的であったか否かについ とに相違があり、客観的な事実としてとらえ難く、このことをもって契約違反の根拠とする ことはできない。

また、配付行為によって、公金が不当に使用されたり、行政サービスが阻害されたりした

令和7年10月28日

ものではなく、県が把握する限りにおいて、配付行為によってセンターやマリッジエージェ ントが何らかの経済的利益を得た事実はない。 「調査目的で個別相談に申し込んだ」旨を明記し ており、配付行為によって請求人に具体的な不利益や損害は一切生じていない。 さらに、請求人は、「事実証明書」中、

なお、契約履行状況については、業務実績報告書や相談対応記録等により、センターが誠 実に業務を遂行していることを確認しており、出会い応援団体や出会いイベントの参加者、 個別相談者からの本件と同様の苦情も確認されていない。 したがって、秘密保持の違反及び自社事業の営業活動に利用したことが明らかであるとい う請求人の主張には当たらない。

(ウ) 第1の2 (2) イの請求人の主張について

請求人は、「委託契約の締結先及び公金の支出の見直しを行っていない」旨を主張してい

して軽微でない場合」に認められるものであり、当該契約書第21条においても同様に定めて 民法における契約解除(第541条)は、「債務不履行が契約及び取引上の社会通念に照ら

前述の(イ)に記載したとおり、名刺及び資料の配付について、契約違反に該当するか否 たものとはいえず、契約の目的や履行状況に照らして、契約の解除に及ぶ重大な債務の不履 かを容観的事実に基づいて判断することが困難であり、また、県及び請求人に不利益が生じ 行には当たらないと考える。

本業務で取得した情報等を自社事業の営業活動等に利用しないこと」に抵触するおそれがあ 対して口頭指導を行い、再発防止を求めた。このことは、指導記録として残しており、その り、契約の趣旨に照らして不適切な行為であると判断し、発注者として速やかにセンターに なお、名刺及び資料の配付は、業務仕様書に規定する「委託事業と自社事業を区分けし、 内容はセンター内でも周知されている。

イ 事実関係における主張の相違

(ア) 第1の2 (2) ア (エ) の請求人の主張について

請求人は、「事実証明書」中、「同センターの職員が、同グループで同フロアにある結婚 相談所のマリッジエージェントの担当者と請求人を引き合わせ、当該担当者から無料カウン セリングに勧誘された」と主張している。 自社の営業行為を行わないことを遵守することとなっており、通常、 グループ会社の紹介や資料提供といった行為は行ってはならないという認識のもと、実際に 同種の相談があった場合にはお断りする対応を行っている。 センターは、契約上、

者として来訪された際に、マリッジエージェントを紹介するよう請求人から複数回の要望が ッジエージェントの職員が資料を配付したのみであり、無料カウンセリングへの勧誘等を行 ったのではないとのことであった。すなわち、請求人からの強い要望に応じ、やむを得ず対 今回の件を受けて、県が事実確認を行ったところ、本件においては、請求人が一般の相談 応した結果であり、センターが能動的にマリッジエージェントの利益となるよう営業活動を あったため、その意向を汲み取ったセンター職員が、マリッジエージェントに連絡し、 行ったものではない。 加えて、請求人は、あくまで一般の相談者と偽って個別相談に申し込まれており、センタ -は、請求人が調査目的で訪問したことを一切認識しない状況下で対応した。

人は、「県の事業を受託しているアソウさんのところの結婚相談所であれば安心できるので、 一の担当者は「グループ会社であっても紹介はできない」と断った。 しかし、その後も請求 一般の相談者 になりすまし、意図的に情報を収集する行為は、センター職員の婚活を希望する独身者に寄 り添った真摯な対応を逆手にとったものであり、県としてはマリッジエージェントの職員が 一般の相談者として訪問しながらも、調査目的 を果たすべく相談を行い、「実は結婚相談所にも興味があり、探している。御社はグループ 会社に結婚相談所があったと承知しているが、紹介していただけないか」と要求し、センタ 資料配付をしたことについて、利益誘導を目的とした行動と受け止めていない。 ぜひ紹介してほしい」などと、紹介するよう繰り返し要求した。このように、 その目的をセンターに秘匿し、 請求人は、

なお、請求人は、「マリッジエージェントが同フロアにある」ことを何度か主張しており、 また、センターの職員が「同じフロアに結婚相談所があります。」と回答したとも述べられ がそのような誤認を含む発言をする状況は、部署の配置や当該職員の職務歴からして考え難 ているが、実際にはセンターとマリッジェージェントは別の階に設置されており、当該職員 い。仮に請求人の主張が事実であるとすれば、センターの職員は、自社の部署の配置を誤解 していることになり、著しく不自然であると考える。

以上の請求人の秘匿された調査目的を有する特殊な状況下におけるセンターの対応や客観 的事実を総合的に勘案したところ、センターの行為が契約解除に値するほどの重大な契約違 反には当たらないと判断している。

特定の結婚相談所に漏洩した。これは、『委託契約書』第8条に規定する「業務の遂行上知 とはなく、今回、予約や相談の過程で「名字」、「電話番号」及び「年齢」を把握したもの また、「事実証明書」中、「同センターの職員は、その「業務の遂行上知り得た秘密」を という秘密保持義務に明確に違反した。」と請求人 は主張している。しかし、センターは、通常、個別相談において自ら個人情報を収集するこ の、その情報をマリッジエージェントに共有していない。 り得た秘密を他に漏らしてはならない」

ケースにおいては、前述したとおり、マリッジエージェントを紹介してほしいという本人の 仮にセンターがマリッジエージェントを紹介したことによって請求人が主張する「結婚活 動者として活動・相談していること」の情報を共有した事実が認められたとしても、今回の 要望に応じたものであるため、秘密保持の違反には当てはまらないと思料する。

(イ) 第1の2 (2) イの請求人の主張について

いない。実際の双方の発言内容を証明することは困難であるものの、前述した他の指摘事項 「事実証明書」中、「県側は、事実が発覚し、正式に認め、謝罪した」と主張 しているが、実際の県側の対応は、「事実であれば良いことではない。事実確認の上、しっ かり対応する」との趣旨を伝えたものであり、当該職員は事実の認定や謝罪を明確に行って と同じく、請求人の拡大解釈に基づく主観的な主張であり、客観的な事実ではない。 請求人は、

以上のことから、見直しを行う理由がないと判断したものである。

その街

(ア) 第1の2 (2) ウの請求人の主張について

が介在しているとはいえず、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解 前述(2)カに記載したとおり、請求人の主張には何ら違法又は不当な財務会計上の行為

なお、請求人は「全国の都道府県による結婚支援事業における排斥条項の設置の角度から精

みが特殊な対応をしているとする請求人の主張は当てはまらない。上記の他にも、提示のない たとおり、「出会い応援団体」の登録制度における条項のことであるが、九州各県では長崎県 には同様の条項が存在しており、その他、全国的に見ても、同様の条項は複数存在し、本県の に一県も存在していない。」と主張している。ここでいう排斥条項は(3)ア(ア)に記載し 証拠(「監視者および証人有」)をはじめ、請求書における請求人の主張は、客観的な事実と 全国の都道府県において、 の乖離や、主観的な主張が散見され、信ぴょう性について慎重な検証を要すると考える。 査すると、福岡県が設置している結婚相談所を排斥する条項は、

5 監査対象機関に対する監査等

令和7年8月26日から同年9月19日にかけて、関係 監査対象機関及び業務委託先の職員に対し、 書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

センターでの実地調査における相談記録等関係書類の調査及びセンター職員からの聴取等により、 監査対象事項について、監査対象機関における関係書類の調査及び担当職員からの聴取、 以下の事項を確認した。

(1) 本件事案の経緯

ア センターとの業務委託契約の状況

令和5年度事業について、企画提案公募 (プロポーザル) 実施 令和5年2月20日~3月10日

企画提案審査の結果、センターを受託候補事業者に選定 令和5年3月22日

令和5年度事業について、センターと特命随意契約にて契約締結 令和5年4月1日

令和6年度事業について、事業内容、仕様等に変更がなかったことから、 **令和6年4月1日**

引き続きセンターと特命随意契約にて契約締結

令和6年度と同一理由により、令和7年度事業について、センターと特 命随意契約にて契約締結 令和7年4月1日

イ 請求人から担当課への問合せ及びセンターへの相談状況等

令和7年1月6日 請求人からこども未来課の担当係長への問合せ

令和7年1月23日 請求人によるセンター来所相談

請求人からこども未来課に対しセンターの秘密保持違反等 令和7年1月27日及び2月3日

についての連絡

請求人からこども未来課に対し1月27日と同一主張のメー 令和7年1月28日及び同月29日 こども未来課職員からセンター事務局長に対し、指導の上、 再発防止策を求めた 令和7年2月3日及び同月7日

センター事務局長から事務局職員へ再発防止のための周知 令和7年2月4日

(2) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 出会い・結婚応援事業業務委託に係るセンターの契約違反について

での間実施し、同年3月22日にセンターを令和5年度の受託候補事業者として選定した上で、同 (ア) 県は、「出会い・結婚応援事業」の企画提案公募を令和5年2月20日から同年3月10日ま

和5年度事業から事業内容、仕様等に大きな変更がなかったため、契約の目的を継続的、効果的、 17日26財活第2173号総務部長通知)」に基づき、令和4年度の企画提案公募により選定された令 効率的に達成する観点から、「福岡県随意契約取扱要綱に係る事務処理について(平成27年2月 年4月1日に、業務委託契約を締結している。また、令和6年度及び令和7年度においても、 和5年度の契約先であるセンターと引き続き特命随意契約による契約を締結している。

各年度における業務委託契約書第8条第1項には、「受注者は、業務の遂行上知り得た秘 密を他に漏らしてはならない」との記載、「委託業務仕様書」6その他の6番目の「・」の 条項では、「県の委託事業と自社事業を明確に区分けし、本業務で取得した個人情報等を自 社事業の営業活動等に利用しないこと。」との記載がある。

なお、請求書には、令和7年1月6日のこども未来課担当係長への問合せについて「委託 契約とは別に個別の契約を締結しており」と記載されているが、担当課職員への聴取及び関 係書類確認の結果、別途契約を締結しているのではなく、業務委託契約書の別記「保有個人 情報取扱特記事項」及び別紙「委託業務仕様書」であることを確認した。 また、同契約の履行に伴い、令和5年度事業分は令和6年5月24日に、令和6年度事業分 は令和7年5月19日に、精算払により委託料が支出されている。

- 結婚応援事業企画提案公募実施要領」における企画提案公募参加資格は以下の①~④の4点 令和5年度から事業内容等に変更がないとして、令和5年度事業に係る企画提案公募により 選定されたセンターと特命随意契約が締結されているが、令和5年度事業に係る「出会い・ であり、この条件を満たす者であれば企画提案公募への参加は可能とされていることから、 (イ) 上記 (ア) に記載のとおり、令和7年度の「出会い・結婚応援事業」に係る委託契約は、 同事業の委託先から結婚相談所を除外しているという事実はない。
- ① 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基 盤を有していること
- 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4(一般競争入札の参加者の資格) が規定する者に該当しないこと
- 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(令和3年2月 10 日2総厚第 17290 号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中ではない者 (m)
- 福岡県暴力団排除条例 (平成 21 年福岡県条例第 59 号) に定める暴力団員又は暴力団若しく は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと 4

なお、同事業の一環として行われるイベント等を企画及び実施する「出会い応援団体」に て、「結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするもの (NPO 法人除く) に該 ついては、福岡県出会い・結婚応援事業実施要綱において、出会い応援団体の対象者とし 当しない者」と定められており、NPO 法人を除く結婚相談所を除外している。

(ウ) 請求人がセンターにおいて来所相談を行った際に、センター職員がマリッジエージェント 職員に対しパンフレットの受領を希望する人がいる旨を伝え、マリッジーエージェント職員 から請求人に対して名刺、パンフレット及び無料相談チケットを手交している。 センター職員からの聴取及び相談記録によれば、センター職員は、前日の相談予約時に名 乗った請求人の名字、連絡先電話番号及び個別相談当日の請求人の話から推察される年齢情 報 (50代) 以外の個人情報は把握しておらず、マリッジエージェント職員へは、この名字等 の情報も伝えていない。 また、本件以外に、センターへの相談者についてセンターからマリッジエージェントに連

絡を行っていた事実は確認できなかった。

ジェージェント13階)となっている。センターの中でも業務委託に係る情報は担当者8名の みが共有できる権限が与えられており、両社間においては、通常、業務で知り得た情報につ の共有システムは全く別々に運用されており、事務所フロアも別階(センター12階、マリッ なお、センターとマリッジエージェント間では、電話、FAX、メールアドレス及びデータ いて共有する環境にはない。 契約違反の事実を伝えたにもかかわらず、県が委託契約及びそれに基づく公金の支出の見直 しを行っていないことについて

するものではないと判断し、契約の見直しは行っていないが、今回の事案の報告を受け、令和 県は今回の事案については、業務委託契約書第21条又は第22条に定める契約解除要件に該当 7年2月3日には電話で、同月7日にも対面にて、担当課職員からセンター事務局長に指導を 行っている。 さらに、センターにおいては直ちに、今回の事案の周知徹底といった再発防止のための措置 を講じている。 なお、本件委託契約に基づく令和7年度分の委託料の支出は監査実施時点で行われていない。 結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置について

「ふくこい」とは「出会い・結婚応援事業」を指す通称である。

4

上記第4の1の(2)のア(イ)に記載のとおり、「出会い・結婚応援事業」の委託先につ いては、結婚相談所の排斥条項を設置している事実はない。また、事業の実施要領等の規定を 作成する行為は、公金の支出といった、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる 財務会計上の行為には該当しない。

当野 Ø

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 出会い・結婚応援事業業務委託に係るセンターの契約違反について

岡県規則第23号)等にのっとり適正になされた契約であり、違法、不当な点は確認されなかった。 一方、名刺及びパンフレット等の提供に至った経緯や提供時の状況は、請求人とセンターの間 項の秘密保持の違反、「委託業務仕様書」6その他の6番目の「・」の条項により禁止されてい 支出負担行為等、契約に係る財務会計上の手続を確認した結果、福岡県財務規則(昭和39年福 マリッジエージェント職員が名刺及びパンフレット等を請求人に渡した行為は、契約書第8条1 で主張が食い違っているが、センター職員がマリッジエージェント職員に相談者の希望を伝え、 る営業活動に繋がるものと疑われるおそれがある行為であったことは否定できない。

(2) 契約違反の事実を伝えたにもかかわらず、県が委託契約及びそれに基づく公金の支出の見直し を行っていないことについて 本件業務委託契約書第21条及び第22条においては、「債務不履行が当該契約及び取引上の社会 通念に照らして軽微でない場合」や「受注者が発注者との信頼関係を破壊したと認められるもの であるとき」等の場合にのみ契約解除が可能とされている。 本件については、センター職員への聴取、相談記録等の確認の結果、センター職員は、請求人 ト職員へは、この名字等の情報も伝えていないなど、個人の特定につながる情報の流出は認めら の名字、電話番号及び年齢情報(50代)以外の個人情報は把握しておらず、マリッジエ-

行っていた事実も確認されず、県による指導直後の2月4日にセンター内の周知徹底が図られた - への相談者についてセンターからマリッジエージェントに連絡を センター また、本件以外に、 ところである。

様書」6その他の6番目の「・」の条項に抵触するとして、契約を見直すほどの重大な違反には これらを踏まえると、今回のセンター職員の行為によってマリッジエージェント職員が請求人 と対面していたとしても、今回のセンター職員の行為が、業務委託契約書第8条、 該当しない、との知事の判断については不当とは言えない。

(3) 結婚支援事業「ふくこい」における結婚相談所の排斥条項の設置について

項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には該当せず、住民監査請求の対象とは ない。また、事業の実施要領等の規定を作成する行為は、公金の支出といった、法第242条第1 「出会い・結婚応援事業」の委託先については、結婚相談所の排斥条項を設置している事実は ならない。 上記のとおり、令和7年度「出会い・結婚応援事業」に係る業務委託契約の締結及び公金の支出 については、関係法令等に基づいて適正に事務処理が行われており、契約の条項に違反すると疑わ れるおそれがある行為があったとしても、当該行為が契約の見直しを要するまでの重大な契約違反 に該当しないという知事の判断についても不当とは認められないことから、違法又は不当な財務会 計上の行為には該当しない。したがって、請求人の主張には理由がない。

よって、本件請求のうち住民監査請求の対象となる契約の締結及び公金の支出に対する請求につ いては、これを棄却する。 また、「出会い・結婚応援事業」における結婚相談所の排斥条項の撤廃については、法第242条 第1項に規定する住民監査請求の対象(財務会計行為)ではないため、却下する。 (4

公安委員会

福岡県公安委員会規則第18号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 令和7年10月28日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のよ うに改正する。

別表第1福岡県糸島警察署の部可也交番の項中「志摩初26番地8」を「志摩初2丁目 1番18号」に改める。

附則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。